

会計年度任用職員のあらまし

—令和6年5月7日現在—

1 任用期間

採用の日から同日の属する年度の末日まで（ただし、任用期間満了時における業務の必要性や予算の状況、勤務成績・サービス状況等を総合的に判断し、通算して5年を上限として再度任用する場合があります。）

任用の日から1月の間は条件付採用期間となります。

2 報酬等 ①報酬月額（報酬額等は改定される場合があります。）

「F-1」：217,000円／標準月額

「F-2」：167,700円／標準月額

「F-3」：167,700円／標準月額

「F-4」：156,900円／標準月額

「F-5」：160,400円／標準月額

②通勤経費 交通機関利用の場合：実費（原則として往復運賃の1.8日分相当）を支給
交通用具利用の場合：通勤距離に応じた額を支給

③その他 期末、勤勉手当を支給

3 休 暇 ①年次休暇

任用された日から1年の間で10日。この日数は、1日を7.5時間に換算します。（10日間＝75時間）

②年始・年末の休暇

1月1日～3日及び12月29日～31日

③その他に特別休暇（夏季3日など）があります。

4 社会保険等 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入します。

5 その他 会計年度任用職員は、「地方公務員法」に基づき任用される一般職の地方公務員です。

地方公務員法に規定されるサービスに関する規定（サービスの宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限）が適用されるほか、地方公務員法に規定される懲戒の規定に該当する場合は、法に基づく処分の対象となります。

6 勤務時間・勤務場所について

・4週間を平均して1週間当たり30時間です。

・原則、下記のとおりになりますが、勤務時間の割り振りは所属長が決めます。

- ・業務の都合等により変更される場合があります。
- ・施設敷地内は全面禁煙です。

区分	番号	主な勤務場所	勤務時間
F	1	夜間救急室（中央区伝馬町）	「日勤」 8：30～17：15 「夜勤」 16：45～翌9：15 「土曜」 13：00～18：30 の組み合わせで週 30 時間
	2	職員厚生課（中央区元城町）	8：30～17：15 の間の 7.5 時間（週 4 日） 又は 6.0 時間（週 5 日）
	3	市立保育園（旧中区内）	7：30～19：15 の間の 7.5 時間（週 4 日） 又は 6.0 時間（週 5 日）
	4	生活福祉第一課（東）（中央区流通元町） 生活福祉第二課（中央区元城町）	8：30～17：15 の間の 7.5 時間（週 4 日） 又は 6.0 時間（週 5 日）
	5	くらしのセンター（中央区海老塚町）	